

訪問介護サービス提供の考え方について

小野市高齢介護課介護保険係

■訪問介護・総合事業（介護予防型訪問サービス・家事援助型訪問サービス）で提供されるサービスとは

介護を受ける利用者に対する、利用者の居宅において行われる入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上又は介護予防のためのサービスを言います。利用者ができないことの介助・援助を行うものですので、利用者ができることに関する介助・援助や利用者以外の方に対する援助は介護保険の対象となりません。これらの場合は、有償サービスや地域の住民による自主的な取組等による支援（ボランティア）などをご利用ください。

■訪問介護費の算定（生活援助費の算定）について

1 基本的な考え方

利用者が1人暮らしであるか又は同居の家族等が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により、家事を行うことが困難な場合に行われる、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助（厚生労働省告示第19号）をいいます。

2 同居家族等がいる場合の生活援助の考え方

	状 況	算定	説 明
住環境	同一敷地内の離れで生活している	×	同一敷地内同居とみなすため算定できません。
	二世帯住宅など同一集合住宅の他階に居住している	×	同居とみなすため算定できません。
	住民票は同じだが実際には同居していない	○	同居の判断は住基上でとらえるのではなく実際にともに生活しているかどうかで判断します。
	本人の居住している家屋からいったん外（道路・他人の所有地、マンション、アパート等の別棟に居住）の場合（別居の定義）	○	※但し、マンション、アパート等で同一の棟に居住されている場合は、同居とみなします。
調理	同居家族等が自立しており一般的な調理を行っている	×	同居家族等が高齢者であっても自立しており一般的な調理等を行っている場合は算定できません。
	同居家族等が就労等で、長時間にわたり日中不在で日中は独居状態となる	○	やむをえない事情に該当するため「食の確保」として調理のみ算定できます。
	同居家族等は障害（身体・知的・精神等）、疾病により調理ができない	○	食の確保として算定可能です。 <u>ただし同居家族等の分の調理は含まれません。</u>

	治療食が必要	×	治療食など「特段の配慮をもって行う調理」が必要な場合は身体介護で算定となります。
--	--------	---	--

掃除	同居家族等は自立だが日中は独居状態となる	×	日常的に行われる家事は家族で行われるものと考え る。
	同居家族等は自立しているが高 齢である	×	原則、同居家族等が居る場合の生活援助（掃除）は算 定できません。
	同居家族等は疾病等により体調 が優れない	○	「同居家族等が障害・疾病等」のやむを得ない事情に該 当します。
	同居家族等が就労等で、長時間に わたり日中不在で日中は独居状 態となる	×	原則、同居家族等が居る場合の生活援助（掃除）は算 定できません。（但し、長期出張等で不在の状況が長く 続くような場合は生活実態から個別に判断をしま す。）
その他	同居家族等が要介護認定又は要 支援認定を受けていて、家事が困 難な状況にある	○	利用者に必要な家事援助を選択する。
	介護放棄・虐待等により家事等が できない	○	同居家族等との家族関係に極めて深刻な問題がある。 単に遠慮があつて頼みにくいというのは該当しませ ん。利用者に必要な家事援助を選択する。

3 同居の親族がいる場合に提供できないサービス

(1) 利用者以外の方に対する洗濯、調理、買物、布団干し

ただし、本人と同居家族等の生計や生活の実態が別である場合は、個別に判断し、保険者に相談ください。

(2) 利用者が専用する居室以外の共用部分(居間、食堂、台所、浴室、トイレ)等の掃除。

共有部分の掃除については、同居家族等も使用するため、原則サービス提供することはできません。このことについて、利用者・同居家族等に十分説明し、理解を得てください。それでもなお生活実態を見たときに、本人の健康状態が損なわれるような状況にある場合は、個別に判断し、保険者に相談ください。

4 総合事業における家事援助型訪問サービスについて

小野市総合事業の家事援助型訪問サービスは、買物・調理援助のみの提供となっています。買物の提供が必要な利用者に対する『小野市介護予防・日常生活支援総合事業「家事援助型訪問サービス」にかかる買物支援に要する理由書』については、下記の事項を明記するようお願いいたします。

(1) 利用者が車の運転や交通機関を1人で利用できない等の旨

(2) 利用者本人の日常生活上に必要な購入品について(例)調理に必要な食材、調理器具、生

活雑貨等)

5 生活援助算定の判断手順

① 本人ができるかできないか

(本人ができることは、訪問介護サービスを提供することはできません)

↓

② 必要なサービスか

(本人が日常生活を営む上で必要な内容・回数・時間が対象となります)

↓

③ 同居家族等ができるかできないか

同居家族等ができる場合は、訪問介護サービスを提供することはできません。本人ができない場合、同居家族等の状況を判断します。同居家族等がいる場合、その他やむを得ない理由の有無について考えます。

↓

④ サービス内容の決定

同居家族等がいる場合、同居家族等がいる場合に提供できないサービスを確認の上、サービス内容を検討し、「ホームヘルパー派遣にかかる理由書」を作成し市へ提出、市の可否決定を受ける。

6 ホームヘルパー派遣にかかる理由書の作成について

ホームヘルパー派遣にかかる理由書を提出した場合、再確認は更新プラン作成時に行い、生活援助の必要時は再度、理由書を提出してください。

7 ホームヘルパー派遣にかかる理由書の注意事項

本市においては、上記の基本事項を踏まえた上で、同居家族等がいる場合の生活援助等については、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に判断していません。利用者の生活実態等に応じて、個別に判断しており、介護保険の対象となるかどうかは、個々の事例ごとに本人の心身状態・同居家族等の状況・利用者が置かれている環境等を勘案して決定しています。

同居家族等がいる方について生活援助費を算定する際は、なぜ同居家族等が行うことができないのか、なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのかを、居宅サービス計画に位置付け、サービス担当者会議で検討し、市への理由書を作成、派遣決定を待って、訪問介護計画に位置付け、サービス提供することができます。

ホームヘルパー派遣にかかる理由書を確認した際は、明確な説明ができるように、算定を決定した経過がわかる記録を残していただくようお願いします。